



【発行】
鎌田城行事務所
〒980-0004青葉区
宮町4丁目8-15
電話Fax 222-0895
公明党仙台市議団
電話 214-8718
Fax 711-3454

令和5年第4回定例会
一般質問から

12月18日

▼前号の続き

持続可能な公共交通網の在り方

■答弁 郡市長

今後の高齢化の更なる進展を見据えると、高齢者をはじめ市民の公共交通による移動のしやすさを求めることが大変重要になってい

ます。このため、本市では鉄道を基軸とした機能集約型の都市づくりを掲げ、鉄道駅へフィーダーバスを結節させ、路線バスを補完する地域交通などを組み合わせた、持続可能な公共交通



郡市長 さらに様々な交通手段を繋ぎ合わせ、乗り継ぎしやすい公共交通サービスとするため

に、駅や車両等のバリアフリー化、バス待ち環境の整備、仙台Maasの推進等についても取り組んでいきます。引き続き、関係機関や事業者と連携を図り、公共交



天野市民局長

市民の健康と安全・安心を守る観点から、たばこにまつわる積年の課題解消策

受動喫煙防止のための勾当台公園等の問題

歩行禁煙モデル
ストリートから
今日までの喫煙
対策の経過

【質問 鎌田城行】

2003年6月の第2回

通ネットワークの構築と利便性向上、乗り継ぎの円滑化等に繋がる各般の施策を進め、誰もが安全で快適に移動ができる市民生活の実現を目指してまいります。

令和5年第4回定例会一般質問



問(鎌田城行)は、こちら

2023年12月18日

定例会代表質疑で提唱し、同年8月から始まった「歩行禁煙モデルストリート」から今日に至る(喫煙対策の)経過を伺います。

■答弁 市民局長

2003年8月から、市中心部の歩行者の多い通りを「歩行禁煙モデルストリート」に設定し、併せて路面標示シールや看板の掲出などの取り組みを始めました。

2016年4月1日からは、「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行され、それに基づき取り組みを継続しています。

歩行喫煙については、毎年、市内中心部など17か所において、歩行喫煙者数等を調査していますが、本年6月の調査では、全ての地点で1日10人未満となり、歩行禁煙が市民生活にかなり定着してきたと考えています。

勾当台公園の 受動喫煙の 課題解消策

■答弁 青葉区長

令和3年度当初に、勾当台公園で分煙の社会実験を計画しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を優先するため、実施を見送りました。

令和4年2月には、園内への受動喫煙防止啓発看板を増設し、11月から12月にかけて、公園の喫煙者に直接職員がチラシを配布し配慮を求める「都市公園内受動喫煙防止キャンペーン」を実施しました。

本年5月には、園内3か



小林青葉区長

先日、禁煙みやぎのシンポジウムに参加させていただき、関係者と意見交換をいたしました。

本市の課題等の認識と

所に分散していた吸殻入れを合同庁舎の向かい側1か所に集約したところです。

この取り組みで、野外音楽堂のベンチ付近での喫煙者は減ったものの、1か所に喫煙者が集中し、全体の喫煙者数に変化はありませんでした。受動喫煙対策としてさまざまな試みを行ってきましたが、効果があまり見られない状況です。

多くの市民が利用する公共施設 の分煙・禁煙化

【質問 鎌田城行】

健康増進法によって、施設内分煙から敷地内禁煙へ、社会情勢が歩行禁煙モ

デルストリート事業の開始時点とは大きく変化してきました。

先日、禁煙みやぎのシンポジウムに参加させていただき、関係者と意見交換をいたしました。

本市の課題等の認識と

取り組みについて、伺います。

■答弁 郡市長

改正健康増進法が令和2年4月1日に全面施行され、望まない受動喫煙防止を図る観点から、多くの方が利用する施設について、施設の類型に応じて、一定の場所以外の喫煙を禁止するとともに、施設の管理権限者等の責務などが定めら

「健康増進」への 取り組み

【質問 鎌田城行】

国内で年間1万5千人以



加藤健康福祉局長

れました。

これを受け、本市では、「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を改訂して、受動喫煙対策に関する周知のほか、飲食店や事業主を対象とした研修会や個別相談会の実施、改正法への対応に係る指導助言等を行ってきました。

現在策定中の「仙台市いきいき市民健康プラン第3期」では、施設や場所に

上の方が煙害に関係するものが原因として亡くなっている」と推計されています。

禁煙しよう」とされる市民を支援する取り組みが求められていると思いますが、これまでの実績や成果、今後の方針について、伺います。

■答弁 健康福祉局長

本市では、各区保健福祉センター等で、面接や電話による禁煙支援を実施するとともに、禁煙を希望する

じた受動喫煙防止のための環境づくりなどを課題と捉えて、自分自身と身近な人の健康を守るためのたばこ対策として、受動喫煙防止対策、喫煙による健康影響に関する啓発、たばこをやめたい人への禁煙支援について、それぞれ取り組んでいくこととしています。

今後、新たなプランに基づいて、各般の取り組みを一層推進してまいります。

現在策定中の次期いきいき市民健康プランでも、推進する取り組みとして、「たばこをやめたい人への禁煙支援」を掲げ、各般の施策に取り組みこととしてまいります。

引き続き、関係団体等とも連携を図りながら、禁煙を望む方への支援に取り組んでまいります。

《一問一答》

【質問 鎌田城行】

もともと私が3年前に指摘したのは、勾当台公園の脇を通るときに、歩行者に対してまで煙の臭い、煙そのものが直接浴びせられるぐらい非常に漂っている状況は何とかすべきではないのか、と御指摘をいただき、様々な御提案をしたところでした。

先日シンポジウムに出席させていただいたことも含めて、今からでも何かできないものか、何とか効果を得られるような試みにまで結びつけていきたいなと思いました。

11月18日の中国新聞に広



島県廿日市市の取組が紹介されました。受動喫煙対策が裏目に出ている一面もかいま見られたという記事です。敷地内禁煙のために敷地外の通路に煙が漂って通る方が嫌な気持ちになる、吸っている職員は吸える場所を探して行き着いた、という話でした。廿日市市では、市営住宅などを除く市有施設の敷地に灰皿の設置を認めない条例を施行。こういった強い取組を進めても、結果的になかなか収まらず、職員に対し11月6日付で出したのが、職員に通路での喫煙を控え、近隣の商業施設で買物をする場合に限り、その灰皿を利用するよう促す通知文だったということです。広島県内では23市町で、例外的な措置は取らずに本庁舎の敷地内を全面禁煙としているのは廿日市市など8市町にとどまり、残る15市町は屋上や庁舎外に喫煙所を設けており、例外のほうが多数派

となつています。

この記事では、福山大のある教授のコメントが紹介されています。世界的な流れを踏まえても、全面禁煙を目指す姿勢がぶれてはいけない。人の往来が多い庁舎はなおさらだと強調する一方で、いきなり禁煙にすると喫煙者が反発するの事も事実だ。喫煙者に段階的に禁煙を促し、たばこの害を粘り強く伝える努力も必要だと説いていました。

これまでのところで心配する煙害というのは直径14メートルの円周内、畳で言うと95畳ほどの範囲にはもう十分な煙害が出ると。こうしたことを除く対応、ある意味、健康リスクゼロということが求められています。このゼロにするということは困難なものでしょうか。

■答弁 健康福祉局長

厚生労働省によると、たばこの煙には5300種類

以上の化学物質が含まれ、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や約70種類の発がん性物質が含まれているもの。日本禁煙学会の提言によると、その煙は、今話のあった無風の状態でも直径14メートルにも及ぶということで、健康リスクをゼロとすることは困難とされています。

【質問 鎌田城行】

健康に害を及ぼすことは避けなければいけません。例えば自動車の排気ガスも大変なものがあります。排気ガス規制も高まり、しっかりと取組が進められています。が、いまだに排気ガスの害は生じています。また、新築の建物では揮発性の塗料など、生活空間では芳香剤、冬場になると石油ストーブの不完全燃焼など、そしてまた、成人になってからはたばことともに飲酒というものが示され、こうしたものには害があるという

指摘もあります。が、どれほどの害があるのか、たばこと比較してどのぐらいかも含めて、教えていただきたい。

■答弁 健康福祉局長

揮発性物質であるとか自動車の排気ガスあるいは芳香剤とたばこの煙を比較したデータは持ち合わせていませんが、たばこの煙には短期間、少量さらされる場合にあっても健康に影響をもたらすことは科学的知見によって示されています。

【質問 鎌田城行】

公共施設の方煙、禁煙化というものがもたらしたものととして、例えば学校施設、運動会のように保護者が校門の外に出てたばこを吸う風景が、取組が始まったときになりに目立ちました。コロナの影響で学校行事そのものが一旦ストップしましたけれども、最近はどういうような具合でしょうか。

ボックス密閉型の喫煙所は実態にそぐわず、現実的でない

■答弁 教育長

運動会などに来場する喫煙者への対応は、健康増進法に基づき、周囲の状況や近隣住民に配慮する策を講じるよう、校長会において各学校に指示をしています。各学校では、校門に禁煙を促すポスターを掲示し、プログラムに掲載したりしながら、校地外に喫煙場所を定めるなど、来校者に協力を求めています。

■答弁 健康福祉局長

禁煙となる、その代わり140か所程度、吸い殻入れを用意するとの報道も見受けました。この辺りの把握、感想などお聞かせください。

まだ定かな情報を持ち合わせていませんが、受動喫煙を防止できるような喫煙所であれば、たばこの煙害の防止ということに一定効果があるという認識をします。構造が分からないので、はっきりしたことはまだつかんでいない状況です。

【質問 鎌田城行】

令和4年11月から12月にかけて実施した公園内受動喫煙防止キャンペーンの際に、喫煙者数を確認したところ、最も集中する昼休みの時間帯には延べ500名ほどとなっていました。大勢が同時に利用できる規模の喫煙所を公園または近辺に設置するということは現実的ではないと考えています。

【質問 鎌田城行】

ボックス密閉型の喫煙所は実態にそぐわない、現実的でない。確かに1時間当たりで500人も集中するようない、そういうボックスを造るといのは、どれほど大きな施設になるかという点、公園の敷地を大分傷めるだろうという点、想像もつきません。

た。どうなっていますか。
■答弁 青葉区長
現在、吸い殻入れのあるいこいのゾーンは、令和6年度の下半期には、公園再整備事業で使用できなくなる市民広場の代替として仮設の広場を整備する予定です。これにより、一般の方が利用できるエリアが狭くなることから、公園を管理する青葉区としては、吸い殻入れの取扱いも含め、受動喫煙防止に実効性のあるさらなる対応を検討していく必要があると考えています。

【質問 鎌田城行】

さらなる検討ということ、実際に吸い殻入れは置くべきではないと思いますが、いかがですか。

■答弁 青葉区長

今後、吸い殻入れ撤去の社会実験なども含め、検討してまいります。



福田教育長

【質問 鎌田城行】

この整備が進められるということについて、意見はありますか。

吸い殻入れは速やかに撤去すべき

結果的に受動喫煙を許してしまうような環境をとどめたい

【質問 鎌田城行】

勾当台公園、花京院緑地、すごい煙の迷惑な状況の公園はこの二つに限られると考えるとよろしいですか。

■答弁 建設局長

勾当台公園や花京院緑地のように多数の喫煙者が集まる公園はないですが、青葉区や宮城野区のオフィス街には、喫煙に関する苦情が寄せられている公園もあります。

【質問 鎌田城行】

そのようなところにはどのような対応をされているのでしょうか。

■答弁 建設局長

オフィス街の小規模公園の取組としては、町内会の意向を伺いながら、禁煙ルールの設定や注意喚起看板の設置等により対応しています。

佐藤建設局長



設置看板で効果が得られればそれにこしたことはないと思いますが、結果的に地域・周辺の利用される方の求めに応じられるような取組が必要と思います。以前、条例化などの検討を求められていましたが、都市公園にはそれぞれの事情があることも伺いました。一律の禁煙はなじまない、それぞれに応じた対策をしっかりと取られるべきという意見もいただいています。取組、考え方を示してください。

■答弁 建設局長

公園は多様な方が様々な目的で使用する公共空間で、喫煙の有無にかかわらず、全ての利用者が気持ちよく過ごせるよう、利用者一人一人に公園マナーを守っていただくことが大切です。そのため、条例により一律に喫煙を規制するのではなく、個々の公園の状況に応じ、受動喫煙の防止に向けた必要な対応を行っていくべきと考えています。

【質問 鎌田城行】

吸うところを求めて行き着いたという広島職員の新聞記事、岡山の事例も3年前に指摘しました。たばこを吸わなければそれにこしたことはないと思いつつ、結果的に受動喫煙を許してしまうような環境を何とかとどめたい。そういう意味では、やむを得ず、設置さ

れた吸い殻入れが市民の行き交うところに面してはいけないと思います。

一方で、今、庁舎の屋上などにもたばこを吸う方が上られて吸っている。多くの方にとっては迷惑をかける状況であるので、こういったことについてはある程度認めることも必要かと思えます。そして、勾当台公園には周辺の県庁と国の関係機関、様々ある中で、それぞれの庁舎の屋上に吸う場所が認められれば何も公園まで出てきて吸うことがない、そうすれば公園の喫煙による煙害は収まるのではないか、と思えますが、それぞれの庁舎の屋上のほうではどうかといったことも含めて、各省庁等への御協力のお伺い等、これまでの取組、成果など、お示しいただきたいと思

ます。

■答弁 健康福祉局長

まず、屋上の喫煙場所ですが、健康増進法では、行政機関の庁舎など、公庁施設は第一種施設と定義され、敷地内は禁煙とし、特定屋外喫煙場所を設置することが認められています。この特定屋外喫煙場所の要件としては、喫煙場所の区画、喫煙場所の標識の掲示、施設利用者が通常立ち入ることのない場所への設置とされ、これに該当する屋上であれば設置は可能と考えています。なお、この第一種施設は原則敷地内禁煙で、喫煙場所を設置することを推奨するものではありません。

合同庁舎、県庁のほうへの働きかけは、勾当台公園の状況を伝え、協力を依頼したことが過去あったと記憶しています。

【質問 鎌田城行】

県・国の機関の庁舎屋上の喫煙が認められれば公園まで出て来て吸うことがない

市民一人一人の マナーとともに 皆で啓発し合 うことも大事

【質問 鎌田城行】

粘り強く、成果が上がるまで続けていただきたいと思えます。

情報として、エレベーターに喫煙した方が入ってくると、中が非常に煙害の場所になってしまうと。喫煙から45分間はエレベーターの利用を認めない、それぐらい厳しいことを求めるところもあると伺っています。ただし、喫煙は犯罪ではありません。

飲酒運転による交通事故が大変なことを招いている。飲酒運転は犯罪です。しかし、飲酒そのものは犯罪ではありません。しっかりと市民お一人一人のマナーとともに、皆で啓発し合うことも大事と思いま

す。それとともに、健康増進の取組についても確認をしたいと思えます。第二期いきいき市民健康プランの取り組み、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

■答弁 健康福祉局長

第二期いきいき市民健康プランでは、大切な人の健康を守るための対策の推進を重点分野の一つに掲げ禁煙支援に取り組んできました。具体的には、禁煙外来の周知、宮城県薬剤師会が認定した禁煙支援・指導薬剤師による薬局での支援、各区保健福祉センター等の職員による支援などを行ってきたところです。

大切な人の健康を守るための 対策の推進

【質問 鎌田城行】

行っていたいただいた支援

は、電話相談を中心としたもの程度でしょうか。

■答弁 健康福祉局長

保健福祉センターにおける支援は、電話に面談も併用しています。禁煙外来等は面談が基本になるうかと思えます。

禁煙外来の周知 と実践への支援

【質問 鎌田城行】

禁煙外来を実践していた方が増えれば、禁煙される方が増えると単純に考えますが、この辺りはどうなっていますか。

■答弁 健康福祉局長

まず禁煙をする意思があるということや、その中禁煙外来などを活用したくということには、効果があるものと考えています。

外来が休止さ れている事態

【質問 鎌田城行】

禁煙外来にしっかりと足を向けてもらいたい。一方で、報道を見ますと、外来が休止されているという事態があると伺いました。

■答弁 健康福祉局長

禁煙支援薬の一種であるチャンピックスというものの流通が現在停止し、禁煙外来を一時的に休止している医療機関があると伺っています。

【質問 鎌田城行】

これは市内においても同様ですか。

■答弁 健康福祉局長

市内でも休止している施設があり、現在、仙台市内の禁煙外来のうち、日本禁煙学会禁煙専門・認定指導

者がいる医療機関5施設が禁煙外来を実施している把握しています。

【質問 鎌田城行】

ニコチン置換 療法やカウンセ リング、生活指 導など精神面の サポートによる 禁煙治療

禁煙外来をやっていると、ころはどういう違いがありますか。

■答弁 健康福祉局長

禁煙支援薬の流通が停止していることから、具体的にはニコチンパッチを使用した治療とか、カウンセリングや生活指導といった精神面での禁煙サポートによる禁煙治療が行われていると承知しています。

他都市に倣って禁煙外来を助成する実効性ある支援があっても良いのでは

【質問 鎌田城行】

禁煙をしたい方にとって、禁煙の道筋は残っていると判断してよいかと思えます。この場合、呼びかけ、行っていたり、方が増える。これをもう少し強化することもどうかと思えますが、他都市の状況を見ると、例えば大阪の大東市では、2万円ほどの補助金をつけて、ぜひ妊婦さん、また、お子さんのために御家族で禁煙を進めましょうという呼びかけをされているようです。本市もこれぐらいの実効性のある支援があってもよろしいと思えますが、検討される気持ちはありますか。

■答弁 健康福祉局長

医療機関の禁煙外来は、一定の治療条件を満たすことで保険診療が適用になります。ニコチンパッチでの治療の場合を例にします

と、保険適用の場合、8週間の治療で御本人の負担が1万3千円程度という現状で負担の軽減が図られている状況もあります。このような状況も提供しながら、禁煙支援の取組を進めてまいりたいと考えています。

【質問 鎌田城行】

家族の命を守る、市民の命を守る、そのためにある程度の負担を強いてまでしっかりやってほしいという、それが保険適用の形かと思えます。何としても禁煙、頑張ろうよと励ましながら、実を結ぶ、禁煙にちゃんと至る、途中でチャレンジしたけど駄目だったということが一番、繰り返しになってしまうことが家族にとっても地域にとっても悲しい思いを続けなければいけないということになってはならないと思いますので、保険適用によるこの御本

人への負担軽減策があるということ、なかなか満足できないのではないかと、いうことで、結構な都市で、それとともに自治体として市民の命、安全・安心を守るんだという思いで支援策まで講じているところがあるんだという実例を見れば、本市においてもその辺りの検討があつてよろしいのではないかと思います。市民を支援するという姿勢において本市として取り組めないものか、再度確認しておきたいと思えます。

■答弁 健康福祉局長

今年度からは結核と肺がん検診受診者の中で一定の要件を満たした方、具体的には一日の喫煙本数と喫煙年数による一定の基準を超える方に対して禁煙支援の情報提供カードを配付する取り組みを進めています。

また、禁煙支援情報を掲載したリーフレットを市内事業所、薬局等に提供して、働く世代への健康づくりの啓発の一つとしての使い方をさせていただくことも取り組んでいます。こういった取組も含めて、どのような形で禁煙支援を行うのがこれから効果的か、今年度のいきいき市民健康プランの計画策定、またその他事業と併せて検討を進めていきたいと思えます。

【質問 鎌田城行】

ありがとうございます。

市民の健康を守る上からの健康増進策としての禁煙の取り組み、そしてまた、受動喫煙を防止するという観点からの本市としてできるところの取り組み、しっかりと併せて進めていただいでこそ市民の安心・安全が守られると思うのですが、改めてご意見を伺って、質

問を終わらせていただきたいと思えます。

■答弁 健康福祉局長

本人の健康。併せて家族、その周囲にいる方の健康、どちらも増進ということ、は、私たち、健康増進に取り組む者としてはその両方をしっかりと進めていかなければならないと考えています。我々が進めている禁煙支援ということについて、たばこの害というものを改めて理解していただくことも当然必要だろうと思えますし、禁煙を望まれる方の支援ということ、たばこを吸われる方が受動喫煙を呼ばないような策ということもこれは必要だろうと思っています。こういったいろいろな視野を持ちながら、健康増進ということの中、受動喫煙防止、それから禁煙教育、禁煙支援ということに、引き続き取組を進めてまいりたいと思えます。



公明党仙台市議団を代表して質疑する鎌田議員（2024年2月16日）

会派を代表し質疑

東日本大震災から13年。
能登半島地震の復興を願う
本市の今後の災害対策

低所得世帯への支援給付
街路樹や市有施設の管理
新年度予算・新規事業など

令和6年第1回定例会
2月16日（金）に登壇

◇代表質疑の主な内容◇

- ・ 能登半島地震の被災地支援の職員の派遣状況
- ・ 中心部震災メモリアル拠点基本理念、災害文化
- ・ 仙台防災枠組2015-2030の普及啓発
- ・ 定額減税も低所得世帯支援も対象とならない世帯に見込まれている支援策の周知徹底
- ・ 街路樹や市有施設の適正な管理
- ・ 宿泊税導入に伴う負担感解消策
- ・ 帯状疱疹予防接種への助成
- ・ 市民意見の聴取の在り方と事業改定後の検証
- ・ 宅地造成に伴う周辺環境の整備等

令和6年第1回定例会は
2月9日に開会し、公明党
から鎌田城行議員が16日に

代表質疑を行いました。
▼詳細は次号に掲載の予
定です。



LINE公式アカウント

@rvt5746n
LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください

友だち 募集中

令和6年第1回定例
の【鎌田城行代表
質疑】録画を
こちらからご覧ください。